

名家連ニュース

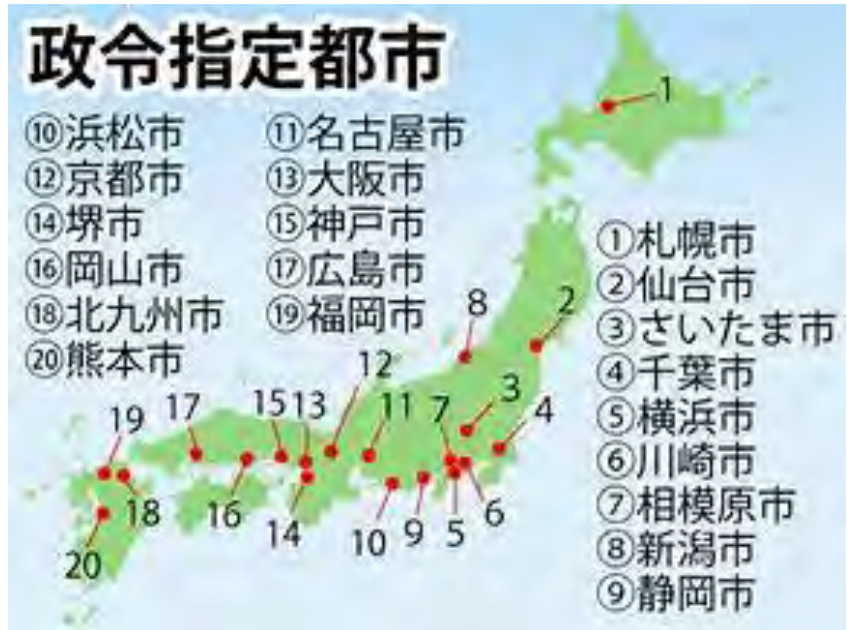
令和5年11月14日(火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.967号

政令指定都市と中核市の現状と役割

地方公共団体の区分には「政令指定都市」のほかに、「中核市」があります。

《 政令指定都市 》

地方自治法第252条に基づき、政令で指定された人口が50万人以上の市のことです。1956年の創設当時は横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市の5都市のみでしたが現在は、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、熊本市の15市が加わり合計20市になりました。



20市の中で、最も人口が多いのは横浜市の約377万人(2022年10月1日現在)です。すべての政令指定都市の人口を合算すると約2,750万人となり、日本の人口の2割強が政令指定都市に住んでいることとなります。政令指定都市は都道府県に準じた権限の行使が可能となり、都市独自の施策を実施することができます。

《 中核市 》

総務省のホームページによると、2023年4月1日現在で中核市は62市、施行時特例市は23市となっています。現在の指定要件は、人口20万人以上です。



中核市は保健所を設置して保健衛生行政を担当するほか、民生行政・環境保全・都市計画・文化財の保護などの行政分野について、政令指定都市に準じた事務の範囲を都道府県から移譲されており、これ

らの事務処理を行使するために地方交付税が増額されています。中核市独自の事務権限は、行政分野の大半に及び政令指定都市とは異なり、福祉に関する事務に限定されています。愛知県では豊田市、豊橋市、岡崎市、一宮市が中核市になっています。


◀ 政令指定都市や中核市の権限 ▶

都政令指定都市や中核市は、道府県の権限を一部委譲する制度です。都道府県にお伺いを立てることなく独自に政策を行えます。そのため効率的、かつ市民の意向に沿った政策を進められるのです。「障害者福祉サービスや福祉施策」「障害福祉計画や障害基本計画の策定」など、また、計画づくりや施策を審議するための合議制の審議会も設置され、市民生活に直結する身近な施策の独自権限が付与されているのです。

政令指定都市と中核市制度の比較

	政令指定都市	中核市
根拠法	地方自治法 252 条の 19	地方自治法 252 条の 22
人口	50万以上	20万以上
市の申出	不要	必要
政令で指定	必要	必要
行政区	可能	不可

都道府県から移譲される主な権限の比較

	政令指定都市	中核市
委譲される権限の主な項目と内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政区、区役所の設置 ● 児童相談所の設置 ● 精神保健福祉センターの設置 ● 障害者手帳の認定・交付（身体・知的・精神）等 ● 障害者福祉に関する事務 ● 児童・民生委員に関する事務 ● 診療所の開設許可 ● 老人ホーム設置の認可・監督 ● 小中学校教職員の任免 ● 都市計画の決定権限 ● 国道・県道の管理 ● 浄化槽設置の届出 等々 	<p>政令指定都市に委譲された権限の範囲内で、中核市に委譲したほうが効率的であると認められた都道府県事務を行うことができます</p> 

中核市への移行を検討している12市（令和4年4月現在）

茨城県つくば市、埼玉県所沢市・春日部市・草加市、千葉県市川市、東京都町田市、神奈川県藤沢市、静岡県富士市、愛知県春日井市、三重県津市・四日市市、佐賀県佐賀市

次号は愛知県の障害福祉圏域と圏域内の市町村一覧表を掲載します